

引っ越し時の届け出

このほかの手続きが必要な場合もあります。ご不明な点は各窓口の担当課（下記）へご確認の上、ご来庁ください。

【区役所各窓口の問い合わせ先】※市税の問い合わせは、表内の電話番号を参照。

- ◆戸籍住民課（1階⑦⑧窓口）☎681-2451 ◆保険年金課（2階②窓口）☎681-2568 ◆保険年金課（2階③窓口）☎681-2584
- ◆保健福祉課（1階①窓口）☎681-2492 ◆保健福祉課（1階②窓口）☎681-2491 ◆保健福祉課（1階③窓口）☎681-2487

（表内の★印は区役所での手続き、＊印は届出に必要なものです）

	手稲区から札幌市外へ転出	札幌市内・手稲区内での転居	窓口
住所変更	<p>★転出届を提出 区役所で発行された転出証明書を持参の上、転出先の市区町村で転入手続き</p> <p>※新住所の番号（○番○号）・番地（○番地）、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出 ＊本人確認できる書類（運転免許証・健康保険証・住基カードなど、外国人の方は在留カード・外国人登録証など）</p>	<p>★転居後14日以内に、新住所地の区役所に転入・転居届を提出</p>	1階 ⑦ ⑧ 戸籍住民課
	<p>★印鑑登録証（カード）の返還 ＊印鑑登録証 転出先の市区町村で新たに登録</p>	<p>転入・転居届の提出で、自動的に住所が変更 新たに印鑑登録をする場合は、問い合わせ</p>	
転校 (小・中学校)	<p>転出先の市区町村で手続き ＊在学証明書、教科書給与証明書（前の学校で発行）</p>	<p>転入・転居届の際に発行された入校票と前の学校からもらった書類と併せて新しい学校へ提出 ＊在学証明書、教科書給与証明書（前の学校で発行）、入校票（区役所で発行）</p>	
国民健康保険	<p>★脱退手続き（転出前） ＊被保険者証 転出先の市区町村で転出後14日以内に加入手続き</p>	<p>★新住所地の区役所で転居後14日以内に住所変更の手続き ＊被保険者証</p>	2階 ② 保険年金課
後期高齢者医療	<p>★被保険者証の返還。道外へ転出する場合は、負担区分等証明書を発行 ＊被保険者証</p>	<p>転入・転居届の提出後、1週間前後で新しい被保険者証を郵送。古い証は、同封の返信用封筒で返送。 ＊被保険者証</p>	
介護保険	<p>★被保険者証の返還。要介護などの認定を受けている方や認定申請中の方は、受給資格証明書を発行 ＊被保険者証</p>	<p>★新住所地の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証の差し替え ＊被保険者証</p>	2階 ③ 国民年金
加入者 受給者	<p>転出先の市区町村へ問い合わせ ＊第3号被保険者は配偶者の勤務先で住所変更の手続き</p>	<p>転入・転出届の提出で、自動的に住所が変更</p>	
	<p>新住所地の市区町村に備え付けのはがき（住所・支払機関変更届）を年金事務所に郵送</p>		
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	<p>転出先の市区町村で住所変更の手続き ＊各種障害者手帳、印鑑、住民票（世帯全員）、預金通帳</p>	<p>★新住所地の区役所で住所変更の手続き ＊各種障害者手帳、印鑑</p>	1階 ① 保健福祉課
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳	<p>★交通費助成を受けている方はガソリン券・タクシー券・マイズユーカードなどの返還（1階②窓口） ＊福祉乗車証、福祉タクシー利用券、福祉自動車燃料助成券、福祉割引マイズユーカード 転出先の市区町村で住所変更の手続き ＊各種障害者手帳</p>	<p>★新住所地の区役所で住所変更の手続き ＊各種障害者手帳</p>	
・敬老優待乗車証 ・敬老手帳	<p>★乗車証、手帳の返還、未使用乗車証の納入金の返還手続き ＊敬老優待乗車証、敬老手帳、預金通帳</p>	<p>敬老優待乗車証は、そのまま使用可 敬老手帳には、新住所を記入</p>	1階 ② 保健福祉課
児童手当	<p>★受給事由消滅届を提出 転出先の市区町村で新たに申請</p>	<p>転入・転居届の提出で、自動的に住所が変更 生計維持者の変更がある場合は、問い合わせ</p>	1階 ③ 児童手当
・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	<p>★住所変更の手続き ＊手当証書など 転出先の市区町村で住所変更の手続き</p>	<p>★新住所地の区役所で住所変更の手続き ＊手当証書など</p>	
各種医療費の助成 (子ども・重度心身 障がい者・ひとり親)	<p>★受給者証の返還 ＊受給者証 転出先の市区町村で新たに申請</p>	<p>★新住所地の区役所で住所変更の手続き ＊受給者証、健康保険証</p>	西 部 市 税 事 務 所
固定資産税	<p>資産の所在する市区町村で住所変更の手続き（電話・手紙での連絡も可） 札幌市内に資産をお持ちの方は市税事務所で手続き（手稲区内に資産をお持ちの方は【西部市税事務所固定資産税課】西区琴似3条1丁目コトニ3・1ビル2階土地担当☎618-3917、家屋担当☎618-3918）</p>		
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車	<p>中央市税事務所（中央区北2条東4丁目サッポロアクトリー2条館4階軽自動車税係☎211-3076）に廃車届を提出 ＊印鑑、ナンバープレート、運転免許証、標識交付証明書 発行された廃車証明書を持参の上、転出先の市区町村で新規登録の手続き</p>	<p>転入・転居届の提出で、自動的に住所が変更</p>	中央市税事務所